

知多市災害廃棄物処理計画 (案)

平成29年3月策定
(令和 7年 月改定)

知 多 市

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 対象とする災害及び廃棄物の種類	2
第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項	8
1 災害廃棄物処理に係る基本方針	8
2 災害廃棄物処理対策に係る時期区分	9
3 組織体制及び連絡体制	10
4 情報収集	12
5 協力及び支援体制	12
6 市民への広報	15
7 人材育成	16
8 一般廃棄物処理施設等の状況	16
第3章 生活ごみ及びし尿の処理対策	19
1 生活ごみ及び避難所ごみ	19
2 し尿等	21
第4章 災害廃棄物処理対策	26
1 災害廃棄物の流れ	26
2 発生量の推計	27
3 処理スケジュール	29
4 収集運搬	30
5 仮置場	31
6 中間処理・再資源化・最終処分	36
7 処理困難物等の対策	39
8 損壊家屋等の解体及び撤去	41
9 思い出の品等	43

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 背景及び目的

平成23年3月に発生した東日本大震災では、大地震と津波の影響で被害が広範囲に及び、膨大な災害廃棄物が発生し、その処理は困難を極めました。

知多市（以下「本市」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。南海トラフ全域では、30年以内にマグニチュード8以上の地震（以下「南海トラフ地震」という。）が起きる確率が70%～80%程度と予測されており、大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。

さらに、近年は大型の台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫や土砂災害等といった災害リスクも高まっています。一度大規模災害が発生すると、大量の災害廃棄物が発生し、生活環境が悪化する事態に陥ることになるため、災害廃棄物の処理においては、迅速な対応が求められます。

こうしたことから、環境省は、東日本大震災以降の近年の災害における教訓や知見を踏まえ、「災害廃棄物対策指針」（以下「国指針」という。）を平成30年3月に改定し、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に進めるため、事前対策の重要性を示しています。また、愛知県では、令和4年1月に「愛知県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）を改定し、災害廃棄物処理対策の促進を図っています。

本市では、このような背景を踏まえ、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、早期の復旧及び復興に資することを目的として、平成29年3月に策定した「知多市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を見直し、改定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国指針及び県計画との整合を図りつつ、災害対応全般を示す「知多市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）と、一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「知多市ごみ処理基本計画」及び「知多市生活排水処理基本計画」における災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うために必要な事項について、基本的な考え方や方向性を取りまとめたものです。（図1－1）

災害発生後には、実際の被災状況を踏まえ、本計画に基づき、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」を策定します。

災害廃棄物処理実行計画には、処理の方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法等、具体的な内容を示します。

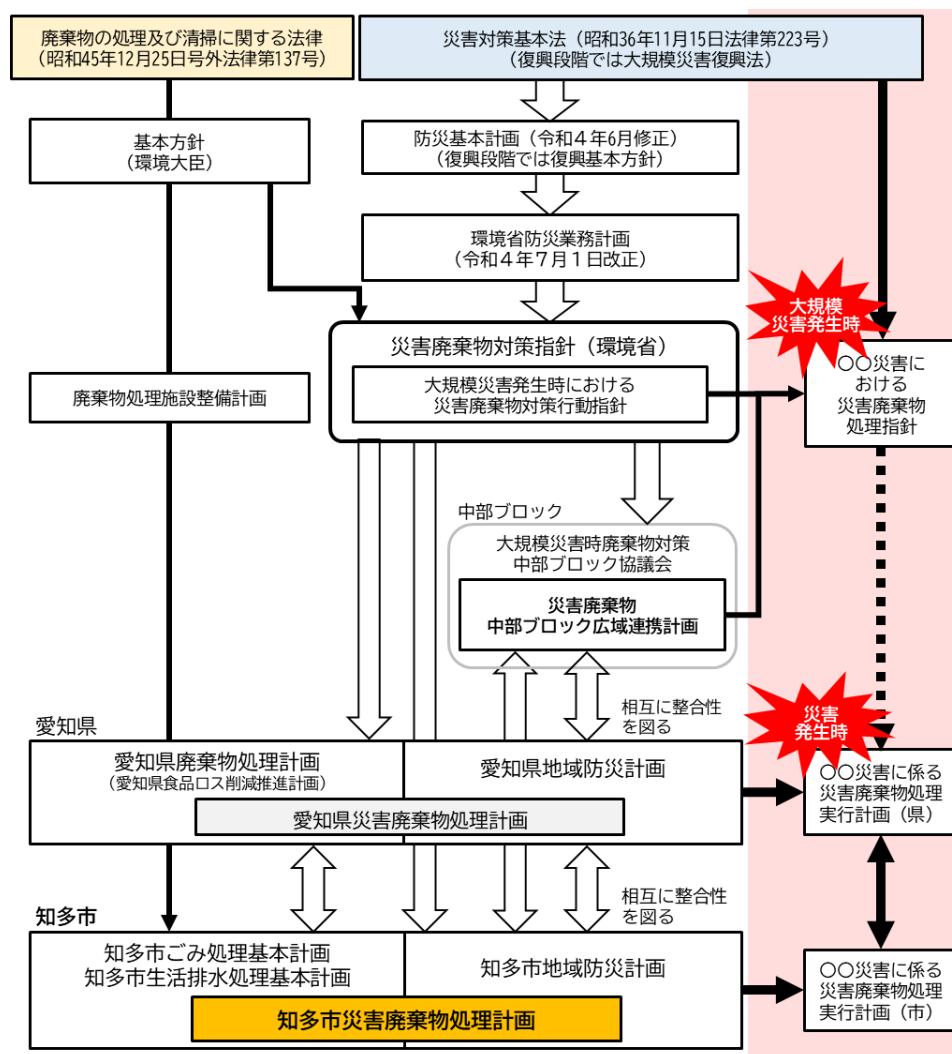


図1－1 計画の位置付け

(3) 計画の見直し及び進捗管理

本市では、平常時から、県、近隣自治体等と情報共有を図るとともに、災害発生時の協力及び連携体制の構築を進め、災害に対する意識の向上を図ります。

また、国指針、県計画及び地域防災計画等の関連計画の改定や、災害廃棄物に関する研修、実際の災害対応により明らかになった課題を踏まえ、より実効性のあるものにするため、必要に応じて、本計画を見直します。

本計画の着実な推進を図るため、県、他自治体及び関係機関の対策の実施状況や国内における対策事例等について調査し、計画の進捗管理を行います。

2 対象とする災害及び廃棄物の種類

(1) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、表 1－1 のとおりです。

表 1－1 対象とする災害

対象とする災害	概 要
地震・津波災害	地震の揺れに加え、これにより発生する津波、火災、液状化、急傾斜地崩壊等も対象とする。
風水害、その他自然災害	台風、高潮、集中豪雨、洪水、土砂災害等

(2) 被害予測

本計画では、県計画及び地域防災計画に基づき、南海トラフ地震の過去地震最大モデル^{※1}における被害予測を使用します。被害予測は、表 1－2 及び表 1－3 のとおりで、市内の想定震度分布図及び液状化危険度予測図は、図 1－2 及び図 1－3 のとおりです。

※1 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデル

表 1－2 被害予測（1）

最大震度	津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深 1 cm 以上）
6 強	T. P. ^{※2} 3.1m	（津波高 30cm）76 分	約 47ha

※2 T. P.（東京湾平均海面）とは、東京湾の潮の満ち引きを平均した海面の位置であり、標高の基準として国内で広く用いられます。

出典：地域防災計画

表 1 - 3 被害予測 (2)

被害等の区分			想定被害量
建物被害 ※1	全壊	揺れによる全壊	約500棟
		液状化による全壊	約20棟
		津波及び浸水による全壊	わずか
		急傾斜地崩壊等による全壊	約10棟
		地震火災による焼失	約200棟
		合 計※2	約700棟
	半壊	揺れによる半壊	約2,300棟
		液状化による半壊	約100棟
		津波及び浸水による半壊	約40棟
		急傾斜地崩壊等による半壊	約20棟
		合 計※2	約2,500棟
ライフライン被害	上 水 道 (断水人口)		約82,000人
	下 水 道 (機能支障人口) ※3		約2,700人
	電 力 (停電軒数)		約36,000軒
	固定電話 (不通回線数)		約4,200回線
	携帯電話 (停波基地局率) ※3		約81%
	都市ガス (復旧対象戸数)		約3,700戸
	L P ガス (機能支障世帯)		約800世帯
生活への影響	避難者数 (1日後)	避難所	約2,100人
		避難所外	約1,400人
		合 計	約3,500人
	避難者数 (1週間後)	避難所	約7,500人
		避難所外	約7,500人
		合 計	約15,000人
	避難者数 (1か月後)	避難所	約3,000人
		避難所外	約7,000人
		合 計	約10,000人
	帰宅困難者※4		約4,100~4,500人

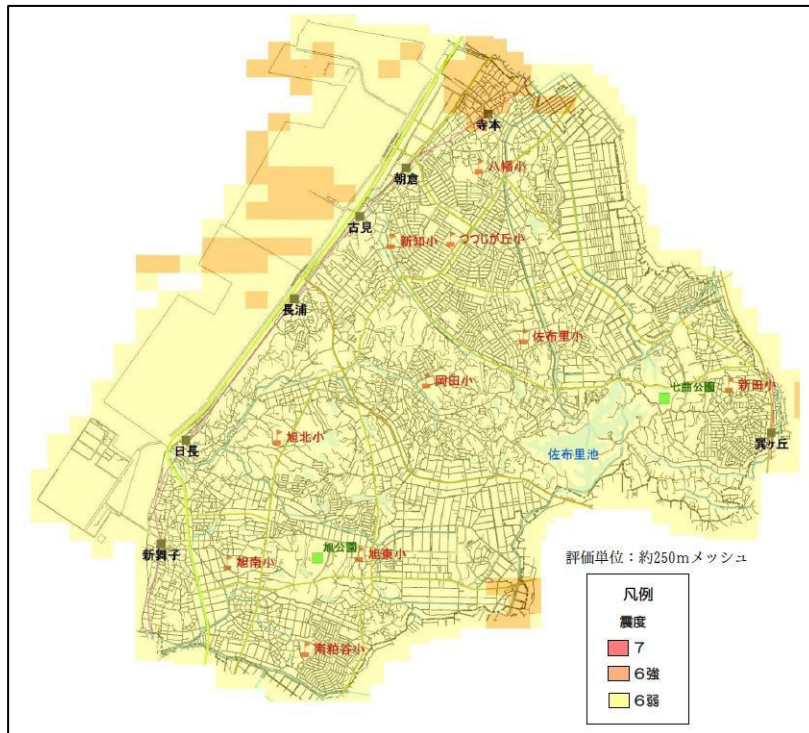
※1 本市の全壊及び焼失棟数の合計が最大となる冬の夕方18時の場合

※2 端数処理のため、各数値の和は、合計と一致しません。

※3 災害発生1日後の想定

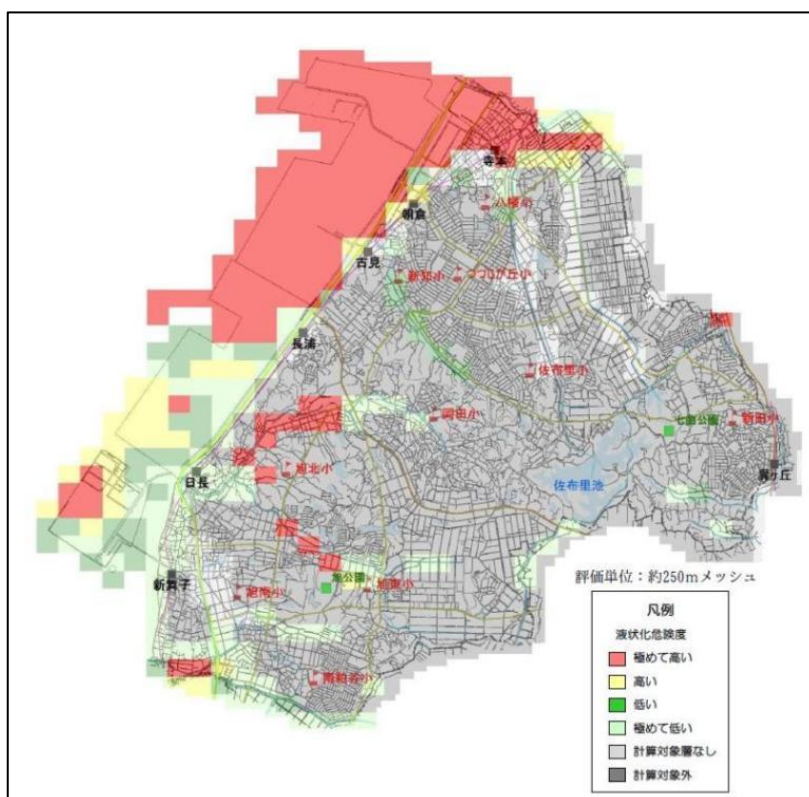
※4 平日12時の場合

出典：地域防災計画



出典：地域防災計画

図1-2 南海トラフ地震による想定震度分布図（過去地震最大モデル）



出典：地域防災計画

図1-3 南海トラフ地震による液状化危険度予測図（過去地震最大モデル）

(3) 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物の種類は、表 1－4 のとおりです。

災害時には、通常の生活ごみに加え、避難所ごみ、仮設トイレ等^{※1}のし尿、片付けごみや損壊家屋等の解体及び撤去等に伴い排出される廃棄物を処理する必要があります。

本計画では、これらをまとめて、「災害廃棄物」としますが、このうち、被災者、避難者の生活に伴い発生する廃棄物対策については、「生活ごみ及びし尿の処理対策」として、他の災害廃棄物と分けて整理します。

※1 災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ、他自治体、関係業界等から提供されたくみ取り式トイレ

表 1－4 対象とする災害廃棄物の種類

種 類		内 容
被災者、 避難者の 生活に伴い 発生する 廃棄物	生活ごみ	家庭から排出されるごみ
	避難所ごみ	避難所での生活で発生するごみ
	し尿等	仮設トイレ等からのくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、災害に伴って便槽に流入した汚水
片付けごみ や損壊家屋 等の解体 及び撤去に 伴い発生 する廃棄物	可燃物／ 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず及びプラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	不燃物／ 不燃系混合物	分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物 ^{※2} 等）等が混在した不燃系廃棄物
	木くず	柱、はり、壁材等の廃木材
	コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック及びアスファルトくず等
	金属くず	鉄骨、鉄筋及びアルミ材等
	小型家電	被災した家屋から排出される家電 4 品目以外の家電製品で、被災して使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災した冷蔵庫等から排出される食品等

種 類		内 容
片付けごみや損壊家屋等の解体及び撤去に伴い発生する廃棄物	処理困難物等	本市で適正な処理が困難なものとして指定しているもの、火災のおそれがあるもの、有害物質を含むもの等
	廃 畳	被災した家屋から排出される畳で、被災して使用できなくなったもの
	廃家電 (4品目) ※3	被災した家屋から排出される家電4品目で、被災して使用できなくなったもの※4
	廃自動車等	被災して使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車、廃タイヤ
	有害廃棄物 ／危険物	石綿含有廃棄物、P C B廃棄物、感染性廃棄物、医薬品類、農薬類、蛍光灯、水銀使用廃製品、電池類等の有害廃棄物 スプレー缶、カセットガスボンベ、充電式電池、バッテリー、太陽光パネル、消火器、ガスボンベ、燃料等の危険物
	その他適正 処理が困難な 廃棄物	ピアノ、マットレス、石膏ボード、廃船舶等

※2 海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの

※3 テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫

※4 再資源化可能なものは、家電リサイクル法により処理

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

1 災害廃棄物処理に係る基本方針

本市の災害廃棄物処理に係る基本方針は以下のとおりです。

(1) 衛生的かつ迅速な処理

大量に発生する災害廃棄物を、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、衛生的かつ迅速な処理を行い、早期に地域の復旧、復興に努めます。

(2) 安全、環境に配慮した処理

災害廃棄物の運搬、保管及び処理の作業においては、安全性を十分に確保しつつ、周辺の生活環境への影響に配慮して進めます。

(3) 分別、再資源化の徹底

災害廃棄物の分別を行い、再資源化の徹底を図ります。

(4) 協力と連携による処理

本市での処理が困難となる場合を想定し、速やかに広域的な処理ができるよう、平常時から、県や他自治体、民間事業者との協力及び連携体制の構築に努めます。

2 災害廃棄物処理対策に係る時期区分

本計画では、災害予防、初動期、応急対応及び復旧・復興の時期に区分し、各時期区分における必要な事項を取りまとめます。時期区分と特徴は、表2-1のとおりです。

表2-1 時期区分と特徴

時期区分		特 徴	期間の目安
災害予防		・災害発生前の時期 ・被害想定、災害廃棄物発生量の推計、処理計画、仮置場必要面積の推計等、災害対策の検討期間	(平常時)
災害応急対応	初 動 期	・人命救助が優先される時期 ・災害対策体制整備、被害状況の調査確認、必要機材の確保等の期間	災害発生後数日間
	応急対応(前半)	・避難所生活が本格化する時期 ・優先処理が必要な災害廃棄物を処理する期間	～3週間程度
	応急対応(後半)	・人や物の流れが回復する時期 ・災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間	～3か月程度
復旧・復興		・避難所生活が終了する時期 ・一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理が並行する期間	～3年程度

参考：国指針、期間の目安は東日本大震災クラスを想定

3 組織体制及び連絡体制

災害廃棄物の処理に係る組織体制は、図2-1のとおりです。

また、災害発生後の時期区分における各担当の業務内容を表2-2に示します。

なお、災害発生時の連絡体制は、地域防災計画に基づいて行います。

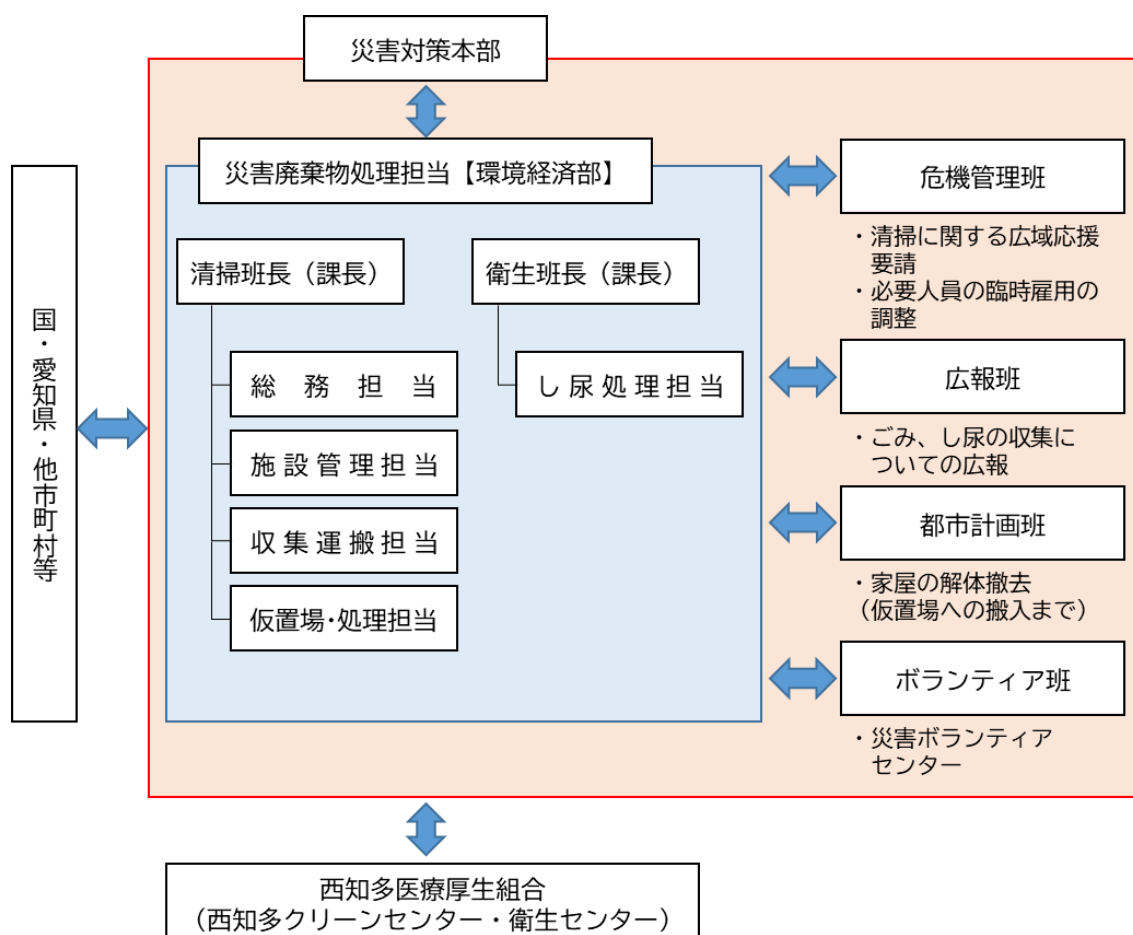


図2-1 組織体制

表 2 - 2 時期区分における各担当の業務内容

担当	主 な 業 務 内 容	災害発生後の時期区分			
		災害 予防	初動期	応急 対応	復旧 復興
班長	・ 災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理	○	○	○	○
	・ 職員の安否確認及び安全確保		○		
総務	・ 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し		○	○	○
	・ 災害対策本部等との連携（情報収集）		○	○	○
	・ 各業務担当からの情報収集		○	○	○
	・ 県、他自治体、民間事業者、ボランティア との支援要請及び連絡調整		○	○	○
	・ 国庫補助申請対応		○	○	○
施設 管理	・ 西知多クリーンセンターの被災状況の把握		○		
	・ リサイクルプラザの被災状況の把握		○		
	・ 東鴻之巣最終処分場の被災状況の把握		○		
収集 運搬	・ ごみ収集運搬業務委託事業者の被災状況の確認		○		
	・ ごみ収集場所や収集運搬ルート等に関する 情報収集		○		
	・ 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬体制の確立		○	○	
	・ 市民広報、問合せ対応		○	○	○
仮置場 ・処理	・ 仮置場の選定、設置等			○	○
	・ 仮置場の運営管理			○	○
	・ 思い出の品等の対応			○	○
	・ 市民広報、問合せ対応		○	○	○
し尿 処理	・ 衛生センター等の被災状況の把握		○		
	・ し尿収集運搬業務委託事業者の被災状況の確認		○		
	・ し尿の収集運搬体制の確立		○	○	
	・ 仮設トイレの確保及びくみ取りの手配		○		
	・ 市民広報、問合せ対応		○	○	○

4 情報収集

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、必要な情報を収集します。

災害発生時に収集する情報の内容と目的は、表2-3のとおりです。

表2-3 収集する情報の内容と目的

区 分	内 容	目 的
廃棄物処理に関する施設、機材、人員の状況	・ 災害廃棄物の収集、処理に必要な事業者の被災及び稼働状況の確認 (西知多医療厚生組合等に確認)	処理能力の把握
建物等の被害状況	・ 建物の全壊、焼失、半壊の棟数 ・ 床上浸水、床下浸水の棟数 ・ 浸水面積 (災害対策本部から情報収集)	災害廃棄物発生量の推計
避難所開設場所と避難所数	・ 避難所の場所、状況 ・ 各避難所の避難者数 (災害対策本部から情報収集)	避難所から発生する生活ごみ、し尿等の発生状況の推計
ライフラインの被害状況	・ 停電、断水、ガス供給停止の状況及び復旧の見通し ・ 下水処理状況の確認 (災害対策本部から情報収集)	停電断水による処理施設の復旧及び処理計画への反映、下水道の被害により発生するし尿量の推計
道路等の被害状況	・ 道路、橋梁の被害状況と復旧見通し (災害対策本部から情報収集)	廃棄物収集運搬経路への影響の把握

5 協力及び支援体制

(1) 警察、消防及び自衛隊との連携

災害発生直後は、人命救助及び被災者の安全確保を優先とするため、道路上の災害廃棄物の撤去や、損壊家屋の解体及び撤去が必要になることがあります。

警察、消防及び自衛隊と連携して情報の共有を図ります。

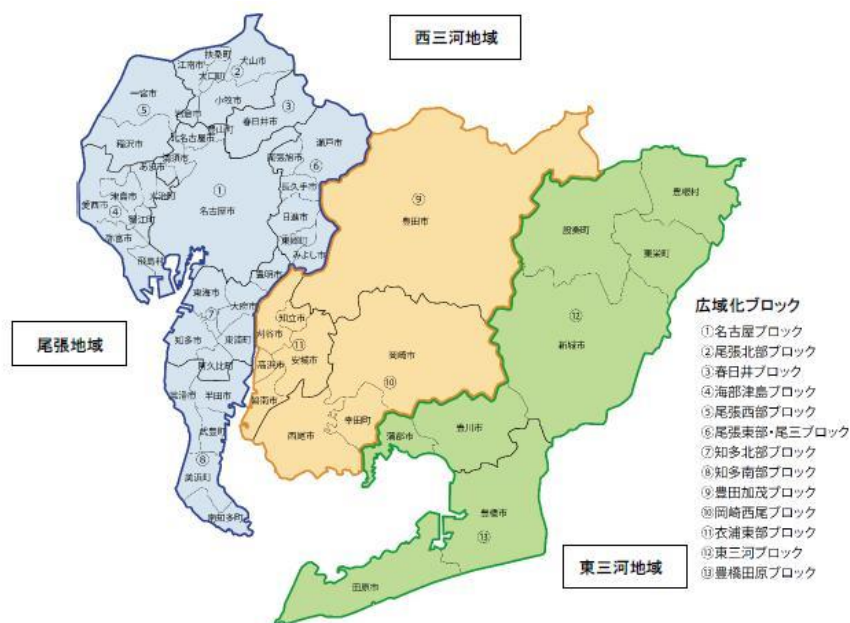
なお、連携に当たっては、情報の一元化の観点から、災害対策本部と調整します。

(2) 県及び他自治体との連携

災害廃棄物を本市で処理することが困難な場合、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」に基づく広域ブロックである知多北部広域化ブロック内の市町※、県計画に基づく尾張地域内広域化ブロックの市町村に支援を要請します。（図2-2）

また、県域を越えた連携が必要なときは、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会による「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、県を通じて、環境省から県外自治体への支援を要請します。

※ 東海市、大府市、豊明市、阿久比町及び東浦町。東海市を除く4市町は、ごみ処理を東部知多衛生組合で共同処理を実施。



出典：県計画

図2-2 広域化ブロック及び地域ブロック図

(3) 民間事業者との連携

災害廃棄物を本市で処理することが困難な場合、本市が、ごみ、資源の処理を委託している事業者に協力を依頼するとともに、一般社団法人愛知県産業資源循環協会との協定に基づき、支援を要請します。人的、物的支援の受入れに当たっては、関係者間の調整や、情報共有を円滑に行うとともに、必要に応じて支援者の活動拠点スペースや資機材の確保等を行い、受援体制を整えます。

(4) ボランティアとの連携

被災した家屋の片付けが本格化すると、被災した粗大ごみ等の災害廃棄物の搬出及び運搬作業に多くの人員が必要となります。そのため、災害ボランティアセンターを通じて、ボランティアの協力を要請します。ボランティアは、災害廃棄物の搬出、撤去、運搬、思い出の品の整理、清掃等を行います。

また、ボランティアを受け入れる際には、災害ボランティアセンターに、災害廃棄物の分別方法や運搬先、作業現場及び仮置場での注意事項を説明し、円滑な災害廃棄物の処理及び安全管理を図ります。

(5) 災害廃棄物処理等に関する協定

県、他自治体、民間事業者との連携に当たっては、本市が締結している災害廃棄物処理等に関する協定及び包括的な応援協定に基づき、支援を要請します。

本市が締結している災害廃棄物処理等に関する協定は、表２－４のとおりです。

また、平常時に、廃棄物処理事業者や民間事業者との新たな災害廃棄物処理等に関する協定の締結を検討し、災害廃棄物処理体制の拡充を図ります。

表２－４ 災害廃棄物処理等に関する協定

協 定 名	締 結 先	締結年月日
ごみ処理相互応援に関する協定	名古屋市、東海市及び東部知多衛生組合	平成22年２月５日
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人愛知県産業資源循環協会	平成25年12月16日
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	愛知県並びに県内の市町村、下水道管理者及び関係一部事務組合	平成26年１月１日

6 市民への広報

災害発生時には、広報班と連携しながら、様々な広報手段を利用し、災害廃棄物の適正な分別、収集方法等に関する情報を、市民等へ広報します。

なお、広報に当たっては、他の情報（被害状況、余震、安否確認、避難所及び救援物資支給）に配慮するほか、情報過多による混乱を招かないよう注意します。

時期区分別の広報内容及び手段は、表２－５のとおりです。

また、平常時においても、災害廃棄物を適正に処理するための啓発を行います。

表２－５ 広報内容及び手段

時期区分	広報内容	広報手段
初動期 【災害発生直後】	・生活ごみの収集方法、頻度等 ・避難所ごみの排出方法（分別方法等） ・し尿及び浄化槽汚泥の収集方法、頻度 ・災害廃棄物の排出方法（排出場所、分別方法、処理困難物等の排出方法、留意点等） ・仮置場の設置状況、搬入対象品目、搬入方法等	・広報車 ・市ホームページ、市公式SNS ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」 ・公共施設及び避難所等への貼紙掲示 ・報道機関（記者発表等による） ・メディアスFM
応急対応（前半） 【災害廃棄物の撤去、処理開始時】	・災害廃棄物撤去等のボランティア支援依頼方法 ・損壊家屋等の解体及び撤去の申請方法、所有者意思確認 ・被災自動車の所有者意思確認 ・便乗ごみの排出、不法投棄及び野焼き等の禁止の案内	・広報車 ・市ホームページ、市公式SNS ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」 ・公共施設及び避難所等への貼紙掲示 ・広報ちた、地区回覧 ・報道機関（記者発表等による） ・メディアスFM

7 人材育成

災害発生時に迅速に業務を遂行することができるよう、平常時から、職員の育成に努めます。環境省の「災害廃棄物情報サイト」、国立研究開発法人国立環境研究所の「災害廃棄物情報プラットフォーム」等を活用し、過去の災害情報や最新の対策情報等を収集して理解を深めるとともに、県や環境省が開催する災害廃棄物に関する研修会のほか、セミナー、図上演習等に積極的に参加し、人材育成を図ります。

8 一般廃棄物処理施設等の状況

(1) 一般廃棄物処理施設

本市の一般廃棄物処理施設の概要は、表2-6のとおりです。

表2-6 一般廃棄物処理施設の概要

施設名称	施設概要	所在地
西知多医療厚生組合※ 西知多クリーンセンター	・ごみ焼却施設 (全連続燃焼式ストーカ炉) 処理能力：185 t / 日 (92.5 t / 日 × 2 炉) ・粗大ごみ処理施設 (破碎・機械選別) 処理能力：21 t / 日 供用開始：令和6年7月	北浜町11-4
リサイクルプラザ	・資源選別加工施設 処理能力/缶 : 0.2 t / 時間 ペットボトル : 0.2 t / 時間	南浜町22-2
東鴻之巣最終処分場	・一般廃棄物最終処分場 埋立地面積：12,400m² 埋立容量 : 57,600m³ 残余容量 : 41,443.59m³ (令和6年3月19日現在) 供用開始 : 平成22年3月	八幡字東鴻之巣 36-2
西知多医療厚生組合※ 衛生センター	・生活排水処理施設 (高負荷脱窒素処理方式+高度処理) 処理能力：100kL / 日 (し尿25kL、浄化槽汚泥75kL) 竣工：平成8年3月	三反田3丁目 1-2

※西知多医療厚生組合：知多市と東海市で構成する一部事務組合

(2) 収集車両

本市及びごみ収集、資源回収委託事業者のごみ収集等車両保有台数は、表 2－7 のとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の収集車両保有台数は、委託事業者等のバキューム車 4 台です。

表 2－7 ごみ収集等車両保有台数

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

種 別		台数(台)	種 別		台数(台)
ごみ 収集車	2 t パッカー車	14【9】	事務連絡車	バン	2
	2 t ダンプ車	2【0】	リサイクル	ショベルローダー	1
	軽ダンプ車	2【0】	プラザ重機	フォークリフト	2
資源 回収車	2 t パッカー車	7【5】	最終処分場 重機	ホイールローダー	1
	3.5 t パッカー車	2【0】		油圧ショベル	1
	2 t トラック	3【0】		フォークリフト	1
			計		38

※【 】内は、うち委託事業者保有台数

(3) 災害時用のトイレ

本市が保有する災害時用のトイレの保有数は、表２－８のとおりです。

表２－８ 仮設トイレ及び簡易トイレ等の保有数

(令和５年４月１日現在)

種 別		単位	市役所	備蓄倉庫 (４か所)	避難所 防災倉庫 (17か所)	合 計
仮設トイレ	洋 式	基	－	10	－	10
	和 式	基	4	9	－	13
	小便器	基	4	9	－	13
身体障がい者対応型 トイレ		基	3	24	17	44
排使用袋（凝固剤入） ※100 セット/箱		セット	－	50,000	－	50,000
汚物圧縮保管袋 ※10 枚/箱		枚	－	2,310	1,870	4,180
簡易トイレ		基	32	74	115	221
オストメイトトイレ		基	－	3	17	20
マンホールトイレ		基	－	6	30	36
マンホールトイレ (多目的用)		基	－	3	15	18

第3章 生活ごみ及びし尿の処理対策

1 生活ごみ及び避難所ごみ

(1) 発生量の推計

ア 推計方法

生活ごみの発生量は、平常時の廃棄物発生量から推計します。

なお、過去の災害では、片付けごみが発生直後に著しく増加した事例もあるため、平常時よりも増加する可能性があります。

避難所ごみの発生量は、通常の生活が避難所での生活に移行して発生するものであるため、生活ごみが避難所ごみに移行するものとして推計します。

具体的には、家庭系の可燃物（燃えるごみ）及び資源の排出量から算出した原単位と避難者数を用いて、以下のとおり推計します。

$$\text{避難所ごみ発生量 (t/日)} = \text{原単位 (g/人・日)} \times \text{避難者数 (人)}$$

イ 推計結果

令和5年度の家庭系の可燃物及び資源の排出量を基に推計した避難所ごみ発生量は、表3-1のとおりです。なお、避難所ごみは、通常の生活ごみと比べ、ダンボール、容器包装、使用済み衣類及び携帯トイレが増加する等、性状が異なることも考えられます。

表3-1 避難所ごみ発生量

区 分	令和5年度 実績値(t/年)	原単位 (g/人・日)	1週間後 (t/日)	1か月後 (t/日)	12か月後 (t/日)
避難者数※	—	—	7,500	3,000	3,000
避難所ごみ	14,941	488.2	3.7	1.5	1.5
可燃物	12,957	423.4	3.2	1.3	1.3
資 源	1,984	64.8	0.5	0.2	0.2

※ 被害予測による。

表 3 - 2 生活ごみの発生量

(t/日)

種 別	災害発生前	1 週間後	1 か月後	12か月後
生活ごみ※	40.8	37.1	39.3	39.3
避難所ごみ	—	3.7	1.5	1.5
合 計	40.8	40.8	40.8	40.8

※ 避難所ごみを除く。

(2) 収集運搬・処理体制

ア 収集運搬体制

災害発生時の生活ごみの収集運搬は、平常時の指定ごみ袋制度とごみの収集運搬体制の継続を基本とし、避難所から排出される避難所ごみは、平常時のごみ収集ルートに避難所を組み込んで収集します。

ただし、道路の不通等で、平常時のごみ収集場所への排出が困難な時は、一時的に場所を変更して対応します。

大量の粗大ごみや災害廃棄物が発生することが想定されるため、平常時の一括戸別収集及び粗大ごみ戸別収集は、中止を検討します。

プラスチック類を始めとした資源の回収についても、ごみの収集を優先するため、回収を一時中止する等、状況に応じた対応を検討します。

通常の体制で車両や人員が不足する場合は、委託事業者及び許可事業者に協力を要請するほか、状況に応じて協定に基づく支援を要請します。

イ 処理体制

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場には搬入せず、西知多クリーンセンターに搬入し、処理することを基本とします。

災害発生後に留意する点

- 避難所ごみは、災害発生 3 ～ 4 日後（特に夏季は早期の取組が必要）にはごみの収集を開始できるよう調整します。
- 避難所の開設、閉鎖の情報を随時収集し、収集運搬体制、収集ルート等を作成、更新します。
- 避難所の管理責任者と連携し、新型コロナウイルス等の感染症対策のためのごみ出しルールの周知等をします。
- 使用済み携帯トイレ等のし尿を含むごみは、通常の可燃物（燃えるごみ）と分別した上での排出を促します。

2 し尿等

(1) 発生量の推計

ア 推計方法

し尿発生量の推計手順は、図 3 - 1 のとおりです。くみ取り対象世帯、避難所及び断水世帯に分けて、し尿発生量を推計します。

また、浄化槽汚泥発生量の推計手順は、図 3 - 2 のとおりです。

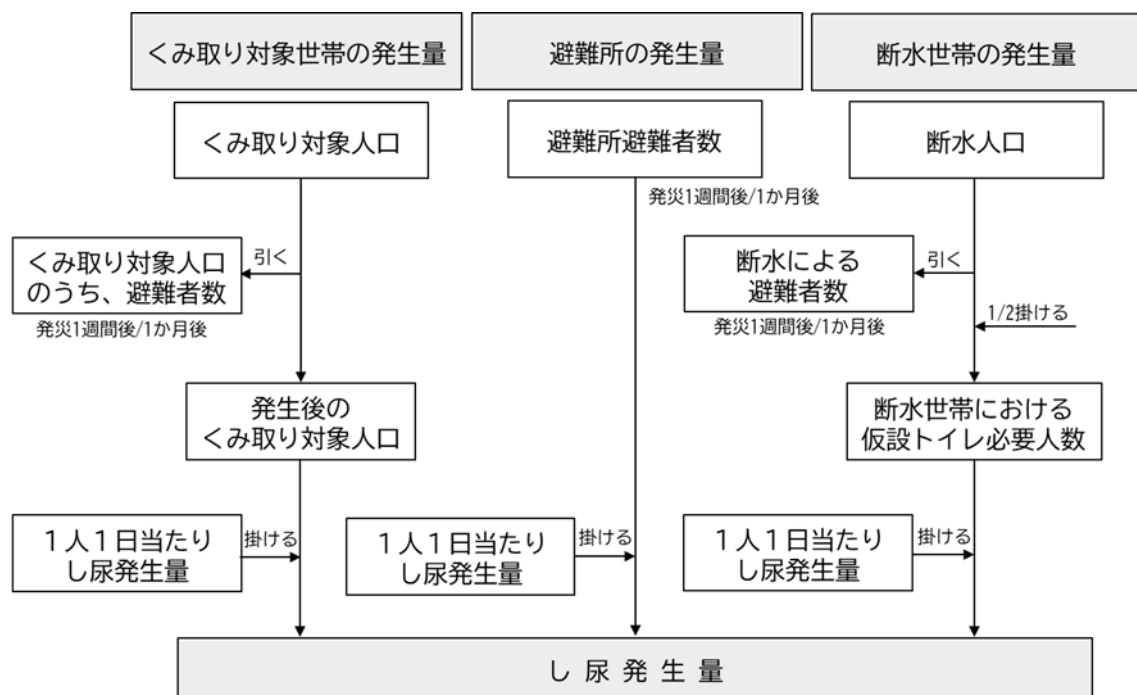


図3－1 し尿発生量の推計手順

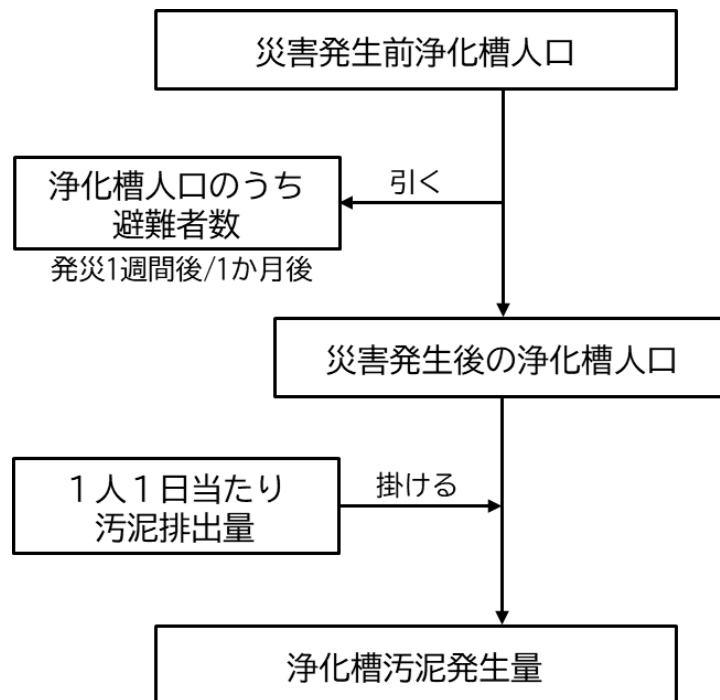


図3－2 浄化槽汚泥発生量の推計手順

イ 推計結果

し尿及び浄化槽汚泥発生量の推計結果は表 3－3 のとおりです。

表 3－3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推計結果

区 分	1 週間後	2 週間 ～ 1 年後	備 考
総人口 (人)	83,610	83,610	R 5.10.1 現在
避難者数 (避難所) (人)	7,500	3,000	被害予測より
避難者数 (避難所外) (人)	7,500	7,000	被害予測より
避難者数 計 (人)	15,000	10,000	被害予測より
断水人口 (人)	82,000	—	被害予測より
断水世帯の避難者数 (人)	14,711	—	避難者数× (断水人口／総人口)
くみ取り世帯人口 〈災害発生後〉 (人)	369 〈303〉	369 〈325〉	R 5.10.1 現在
浄化槽人口 〈災害発生後〉 (人)	2,189 〈1,796〉	2,189 〈1,927〉	R 5.10.1 現在
し尿発生量原単位 (L/人・日)	2.0	2.0	※1
くみ取り世帯でのし尿 発生量 (kL/日)	0.61	0.65	
避難所でのし尿発生量 (kL/日)	15.0	6.0	
断水世帯でのし尿 発生量 (kL/日)	67.3	—	
浄化槽汚泥発生量 原単位 (L/人・日)	3.18	3.18	※2
浄化槽汚泥発生量 (kL/日)	5.7	6.1	

※1 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）を参考に設定

※2 神奈川県環境科学センター研究報告 第17号(1994)を参考に設定

(2) 収集運搬・処理体制

し尿は、委託事業者による収集運搬を行います。通常の収集に加え、避難所等に設置した災害用仮設トイレからの収集を行う必要があるため、通常の体制で車両が不足する場合には、通常時に浄化槽汚泥を収集している車両も活用できるよう協力を要請するほか、状況に応じて協定に基づく支援を要請します。

水没した浄化槽を清掃した際に発生する浄化槽汚泥は、原則として所有者の責任で処理をします。

仮設トイレのし尿の収集運搬に必要な車両数は、以下の条件で算出し、表3-4のとおりです。

運搬車両：バキューム車（積載量3kLと設定）
収集回数：5回/日

表3-4 仮設トイレのし尿の収集運搬に必要な車両数

区 分		1日当たりの発生量	運搬車両数（台）
仮設トイレ （避難所＋断水世帯）	1週間後	82.3 kL/日	6
	2週間～1年後	6.0 kL/日	1

また、衛生センターにおける処理可能量の推計は表3-5のとおりです。

表3-5 衛生センター処理可能量の推計

施 設	項 目		数 量
し尿処理施設	処理能力※		22kL/日 (100kL/日×22%)
	し尿等発生量	1週間後	88.61kL/日
		2週間～1年後	12.75kL/日
	外部処理量 (不足分)	1週間後	66.61kL/日
		2週間～1年後	0kL/日

※ 処理能力は、施設規模算定時の設定割合から、知多市分を22%とします。

災害発生後に留意する点

- 仮設トイレのし尿は、仮設トイレ設置の翌日からの回収を目指します。
- 仮設トイレの設置状況に応じ、1 か月程度は、浄化槽汚泥の収集より、し尿の収集を優先します。
- 避難所の開設、閉鎖の情報を随時収集するとともに、避難所以外にも、断水世帯用や災害復旧現場用としても仮設トイレが設置されることを踏まえ、収集運搬体制、収集ルート等を作成、更新します。
- 風水害時は、水没したくみ取り便槽、浄化槽を清掃した際に発生するし尿や浄化槽汚泥について、公衆衛生の確保のため、速やかに処理します。

第4章 災害廃棄物処理対策

災害廃棄物は、通常の生活ごみとは別の処理体制を確立し、衛生的かつ迅速な処理に努めることを基本とします。

1 災害廃棄物の流れ

被災場所で撤去した災害廃棄物の多くは、「一次仮置場」に運搬し、分別、保管した後、廃棄物処理施設で焼却等の中間処理、最終処分又は再資源化をします。

必要に応じて、「集積場」や「二次仮置場」の設置も検討します。仮置場については、「5 仮置場」に詳しく記載しています。

災害廃棄物の発生場所から中間処理や最終処分、再資源化までの流れの概要は図4-1のとおりです。

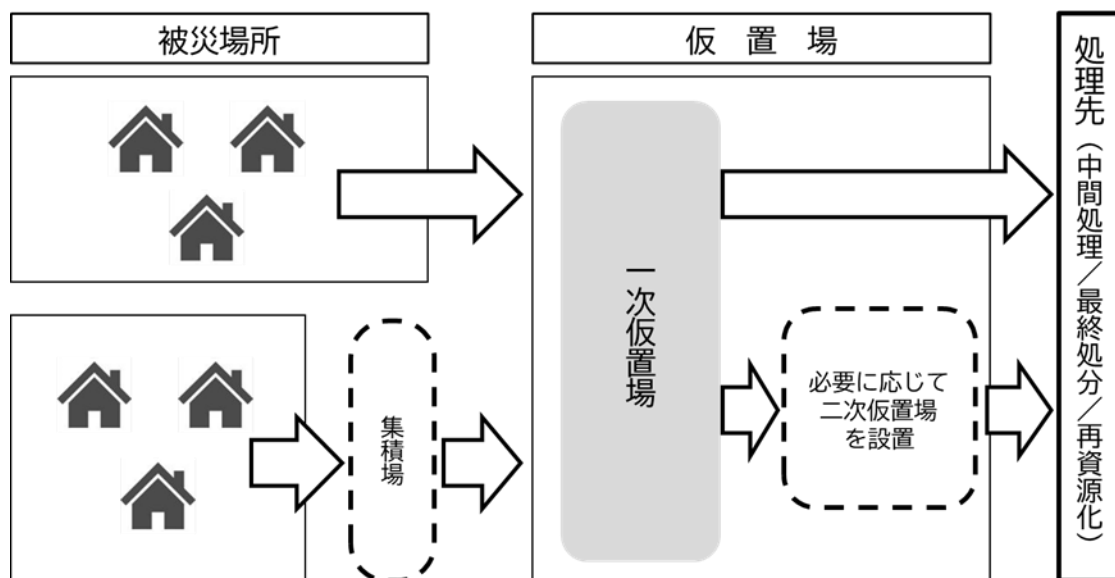


図4-1 災害廃棄物の流れ

2 発生量の推計

災害廃棄物の発生量は、災害の種類別に、県計画に基づき、次のように推計します。

(1) 災害廃棄物発生量の推計方法

ア 地震・津波災害

過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床下浸水を考慮して推計します。

イ 洪水

環境省近畿地方環境事務所による「平成31年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）」で使用された方法（洪水浸水想定区域図・浸水予想図における浸水深に応じた被害区分別の家屋数又は世帯数に原単位を乗じる方法）を参考に推計します。

ウ 土砂災害

土砂災害警戒区域のうち、一定割合で土砂災害が発生すると想定し、災害廃棄物発生量を推計します。

(2) 災害廃棄物発生量の推計結果

(1)により推計した災害廃棄物発生量の推計結果は、表4－1から表4－3までのとおりです。

ア 地震・津波災害

表４－１ 災害廃棄物及び津波堆積物の発生量（地震・津波災害）

災害廃棄物の種類			発生量（ｔ）
災害廃棄物発生量			178,527
選別前	災害廃棄物		167,103
	可燃物		25,231
	不燃物		141,871
	津波堆積物※ ¹		11,424
選別後	可燃物		18,080
	不燃物		24,656
	木くず		2,115
	コンクリートがら等		103,417
	金属くず		8,333
	分別土砂		21,926

※ 端数処理により、合計が各項目の和に一致しない場合があります。

※¹ 表１－４（P.6）では、津波堆積物を「不燃物/不燃系混合物」に含めていますが、発生量は、別で推計しています。

出典：県計画参考資料

イ 洪水

表４－２ 組成別災害廃棄物発生量と片付けごみ発生量（洪水）

組成別災害廃棄物（千ｔ）							うち、 片付けごみ 発生量（千ｔ）
可燃物	不燃物	木くず	コンクリート がら等	金属 くず	分別 土砂	合計	
0.02	0.02	0.02	0.04	0.00	0.02	0.12	0.01

出典：県計画

ウ 土砂災害

表４－３ 組成別災害廃棄物発生量（土砂災害）

組成別災害廃棄物（ｔ）						
可燃物	不燃物	木くず	コンクリート がら等	金属 くず	分別 土砂	合計
9	6	21	10	1	1,084	1,131

出典：県計画

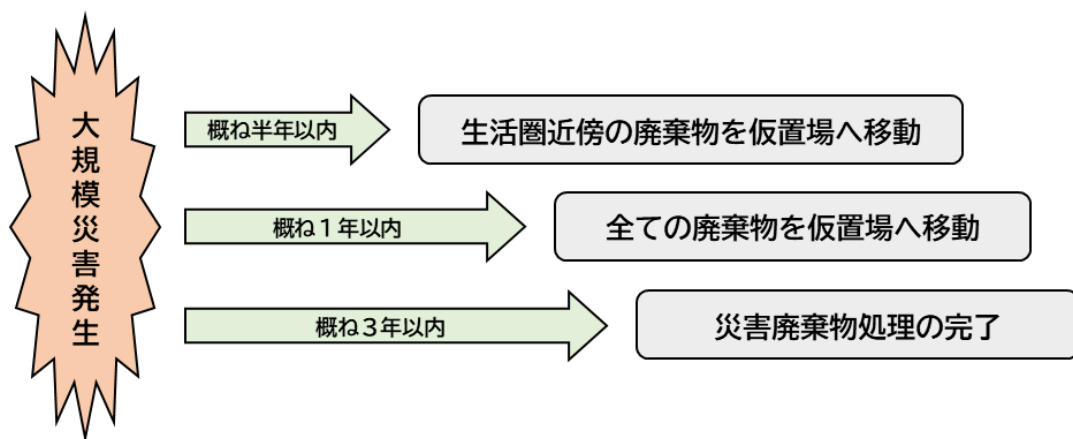
災害発生後に留意する点

- 災害発生後、速やかに処理体制の構築や処理スケジュール等を作成するため、建物の被害棟数（全壊、半壊、床上・床下浸水等）や浸水範囲について、災害対策本部と連携して把握し、災害廃棄物の発生量を推計します。
- 被害情報等の更新や処理実績等を踏まえ、災害廃棄物の処理の見通しを立て、「災害廃棄物処理実行計画」において、必要に応じ、災害廃棄物発生量の推計を見直します。

3 処理スケジュール

災害廃棄物は、災害の規模や被害の状況を踏まえつつ、できる限り早期に処理をする必要があります。大規模災害発生時には、概ね3年以内の処理完了を目指します。

処理スケジュールの目標は、図4-2のとおりです。



出典：県計画

図4-2 処理スケジュールの目標

4 収集運搬

災害廃棄物の一次仮置場から中間処理施設等への収集運搬に必要な車両は、現状の保有台数では十分に対応できないことから、協定に基づき、県及び他自治体に支援を要請します。必要な車両数は、以下の条件で算出すると、表４－４のとおりです。

運搬車両：４ｔ車（積載量３ｔと設定）
収集日数：３００日／年（３年間で９００日）
収集回数：５回／日

表４－４ 災害廃棄物の収集運搬に必要な車両数（参考）

区 分	災害廃棄物発生量 (ｔ)	必要車両数 (台／日)
災害廃棄物	178,527	14

災害発生後に留意する点

- 災害廃棄物の分別方法や仮置場の場所、仮置場の持ち込み可能日時等を市民に周知します。
- 仮置場での処理を円滑に行うため、できる限り、被災場所で分別した上で撤去します。
- 被災した家屋から発生する災害廃棄物については、災害ボランティアセンターと連携して、分別方法や搬出方法を周知します。

5 仮置場

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないように、災害発生後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去、処理することが重要です。

そこで、あらかじめ、災害廃棄物発生量の推計を踏まえ、仮置場の必要面積、候補地、運営管理方法等を整理します。仮置場の分類と特徴は表４－５のとおりです。

災害廃棄物は、一次仮置場への搬入を原則とし、災害発生後、速やかに一次仮置場を設置します。

処理が困難な場合や、被害規模が大きく、保管スペースや中間処理施設が必要となる場合には、県や他自治体とともに二次仮置場の設置を検討します。

なお、身近な場所への仮置きが必要な場合に、地域の被災状況を勘案し、必要に応じて、公園等を集積場として一時的に利用することがあります。

表４－５ 仮置場の分類と特徴

名 称	特 徴	設置期間
一次 仮置場	・災害廃棄物を直接搬入する場所 ・災害廃棄物を処理する前に一定期間、分別、保管する場所	・災害発生後速やかに必要 (災害発生直後～３年程度)
二次 仮置場	・一次仮置場での選別、保管等が不十分な場合に災害廃棄物を搬入する場所 ・災害廃棄物の破碎・焼却を行うため、仮設の中間処理施設を、必要に応じて設置する場所	・災害発生後から一定期間経過後に被害規模に応じて設置 (災害発生後数か月～３年程度)
集積場	・生活環境の確保のため、生活空間に散乱した災害廃棄物を一時的に集積する場所	・災害発生直後から必要に応じて設置 (災害発生直後～数週間程度)

(1) 仮置場の必要面積

本市の仮置場の必要面積は、県計画によると、表４－６のとおりです。

表４－６ 仮置場の必要面積

	地震・津波災害			洪水	土砂災害
	災害廃棄物	津波堆積物	計		
必要面積（㎡）	23,623	1,488	25,111	1	85～207

出典：県計画

(2) 仮置場候補地の選定

災害の種類、規模、被災地域、仮置場の被災状況及び二次災害の可能性を考慮し、災害発生後、速やかに仮置場を設置し、災害廃棄物の受入体制を構築します。

仮置場の候補地は、作業可能な面積及び周辺環境等、表４－７の選定条件を踏まえ、表４－８のとおり選定します。

表４－７ 仮置場の選定条件

区 分	選 定 条 件
用地条件	・ 重機による廃棄物の積上げ、選別等の作業が可能な面積を有すること。 ・ 急傾斜地崩壊危険区域ではないこと。 ・ 土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域ではないこと。 ・ 文化財ではないこと。 ・ 応急仮設住宅建設予定地ではないこと。 ・ 避難所に指定されていないこと。
周辺条件	・ 重機による廃棄物の積み上げ、選別作業時の騒音及び粉じん等により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しない十分な距離が確保できること。 ・ 水源、病院、学校等に近接していないこと。 ・ 住宅密集地ではないこと。
車両交通条件	・ 廃棄物の搬入出車両や作業用重機等の進入路が確保できること。 ・ 主要道路からの搬入及び搬出がしやすいこと。
その他	・ 保管期間が長期の場合も想定し、中長期にわたる使用ができること。

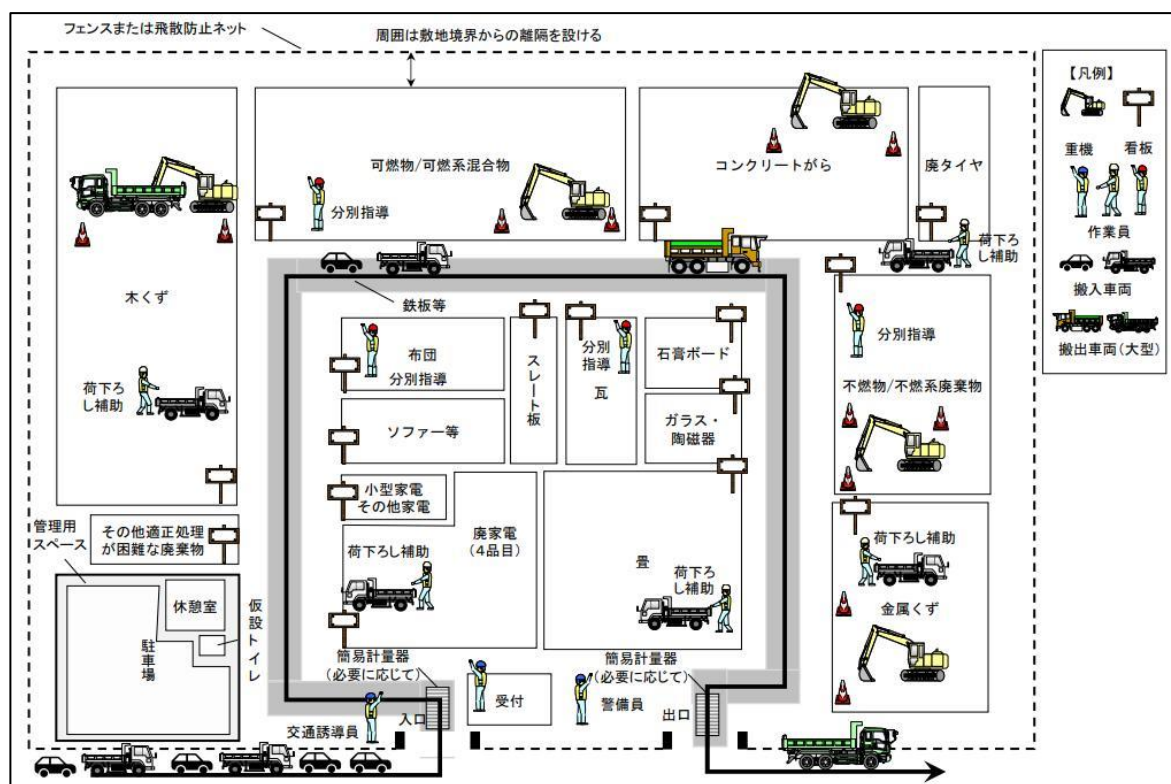
表 4－8 仮置場の候補地

名 称	所在地	面 積(m ²)	備 考
東鴻之巣最終処分場	八幡字東鴻之巣 36-2	12,400	
姥山広場	新舞子字姥山 2-1	7,000	
江口グラウンドの一部	日長字江口地内	6,200	ガードパイプより北側
リサイクルプラザ西側空地	南浜町 22-1	6,600	

(3) 一次仮置場の配置例

一次仮置場は、分別の推進、搬入者や作業の安全を考慮し、区画や搬入路、人員の配置等を設定します。

一次仮置場の配置計画（レイアウト）例は、図 4－3 のとおりです。



※水害の場合で面積が1ヘクタール程度、災害発生から1～2か月程度経過した時点进行想定

出典：国指針【技18-3】

図 4－3 一次仮置場の配置計画（レイアウト）例

(4) 仮置場の運営管理

災害発生後、速やかに仮置場を設置する必要があるため、平常時から、運営管理体制等を検討しておく必要があります。

仮置場を設置したときは、速やかに機材や人員を確保し、周辺環境や安全に十分配慮をしながら、災害廃棄物の受入れや搬出をします。

仮置場の運用に当たって留意する事項は、表４－９、仮置場の火災防止対策については、表４－１０のとおりです。

表４－９ 仮置場の運用に当たって留意する事項

項 目	留 意 事 項
災害廃棄物の 分別	・職員や民間事業者等による責任のある分別指導 ・入口や場内に配置マップを掲示 ・ごみの分別区分ごとに、受入れ区域を設定し、分かりやすい看板を設置
搬入搬出管理	・入口や場内に配置マップを掲示し、搬入車両を円滑に誘導し、場内での事故防止を図る ・搬入台数、ごみの種類や搬入量及び搬出量をできる限り記録 ・便乗ごみの排出を抑制するため、運転免許証やり災証明書による確認や荷台の確認をすることも検討
安全管理	・作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、防じんマスク、メガネ及び安全靴・安全長靴を着用
搬入道路・ 路盤整備	・搬入道路は、大型車がアクセスできるコンクリート、アスファルト等で舗装された道路の確保 ・仮置場の地面が土の場合は、廃棄物保管場所の下に敷鉄板又はシートを設置し、土壌汚染や廃棄物と土の混合を防止 ・降雨時等の車両・重機の作業を可能とするため、動線に敷鉄板や碎石等を敷設

表４－１０ 仮置場の火災防止対策

項 目	内 容
保管高さ、 離隔距離	・可燃性廃棄物（混合廃棄物を含む。）の保管高さは５ｍ以下 ・保管場所と保管場所との離隔距離は２ｍ以上
分別の徹底	・カセットボンベ等の発火性危険物や、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物の分別の徹底 ・可燃性廃棄物に、食品系廃棄物や畳等の腐敗性廃棄物を混在させない。

項 目	内 容
仮置場の配置	・発火性危険物等の保管場所と可燃性廃棄物等の保管場所を近接させない。
ガス抜き管の設置	・ガスが発生するおそれのある廃棄物に、ガス抜き管（有孔管）を設置（下部に砕石マウンドを設置している場合は不可）
モニタリング	・仮置場の巡回監視を実施
消火対策	・消火栓、防火水槽、消火器の設置
その他	・散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管高さや分別の徹底を遵守

(5) 環境対策

仮置場では、市民の生活環境への影響を抑えるとともに、労働災害の発生を防止するため、必要な環境対策を実施します。

また、必要に応じて、各項目の環境モニタリングを実施します。

災害廃棄物対応時における環境影響及び対策は、表４－11のとおりです。

表４－11 災害廃棄物対応時における環境影響及び対策

項 目	環 境 影 響	対 策
大気質	・粉じんの飛散	・定期的な散水の実施 ・周囲への飛散防止のためにネットの設置
	・石綿含有廃棄物（建材等）の保管及び処理による飛散	・フレコンバッグでの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底
	・災害廃棄物保管による有害ガス及び可燃性ガスの発生	・仮置場の積上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒 音、 振 動	・処理作業、搬入出車両の通行による騒音及び振動	・低騒音及び低振動の機械又は重機の使用
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・有害物質を含むおそれがある災害廃棄物の保管場所に遮水シート等の設置

項 目	環 境 影 響	対 策
臭 気	・ 災害廃棄物からの悪臭	・ 腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・ 消臭剤、脱臭剤及び防虫剤の散布 ・ シートによる被覆等
水 質	・ 汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・ 水質汚染のおそれがある災害廃棄物の保管場所に遮水シート等の設置

災害発生後に留意する点

- 風水害時は、水没した家財道具等が大量に発生し、早い段階で排出されるため、速やかに一次仮置場を設置する必要があります。
- 腐敗性廃棄物は、優先的に処理を行うとともに、悪臭の防止を図ります。
- 悪臭や害虫が発生した場合は、衛生班や専門機関に相談し、消石灰や消臭剤、殺虫剤の散布を行います。
- 被災状況を踏まえ、環境対策の具体的方法や実施場所を決定します。

6 中間処理・再資源化・最終処分

(1) 西知多クリーンセンターにおける処理可能量の推計

西知多クリーンセンターの設計数値に基づく焼却施設の処理可能量は、表4-12のとおりです。災害廃棄物のうち、可燃物発生量の15%を3年間で処理すると想定し、処理可能量が算出されています。

災害発生時の実際の処理量は、施設を所管する西知多医療厚生組合及び東海市と協議し、決定します。

表4-12 災害廃棄物処理可能量（焼却施設）

施設名称	処理能力	処理可能量
西知多クリーンセンター	185 t / 日 (92.5 t / 日 × 2 炉)	11.8 t / 日

(2) 処理フロー

災害廃棄物処理の処理フローは、図4-4のとおりです。

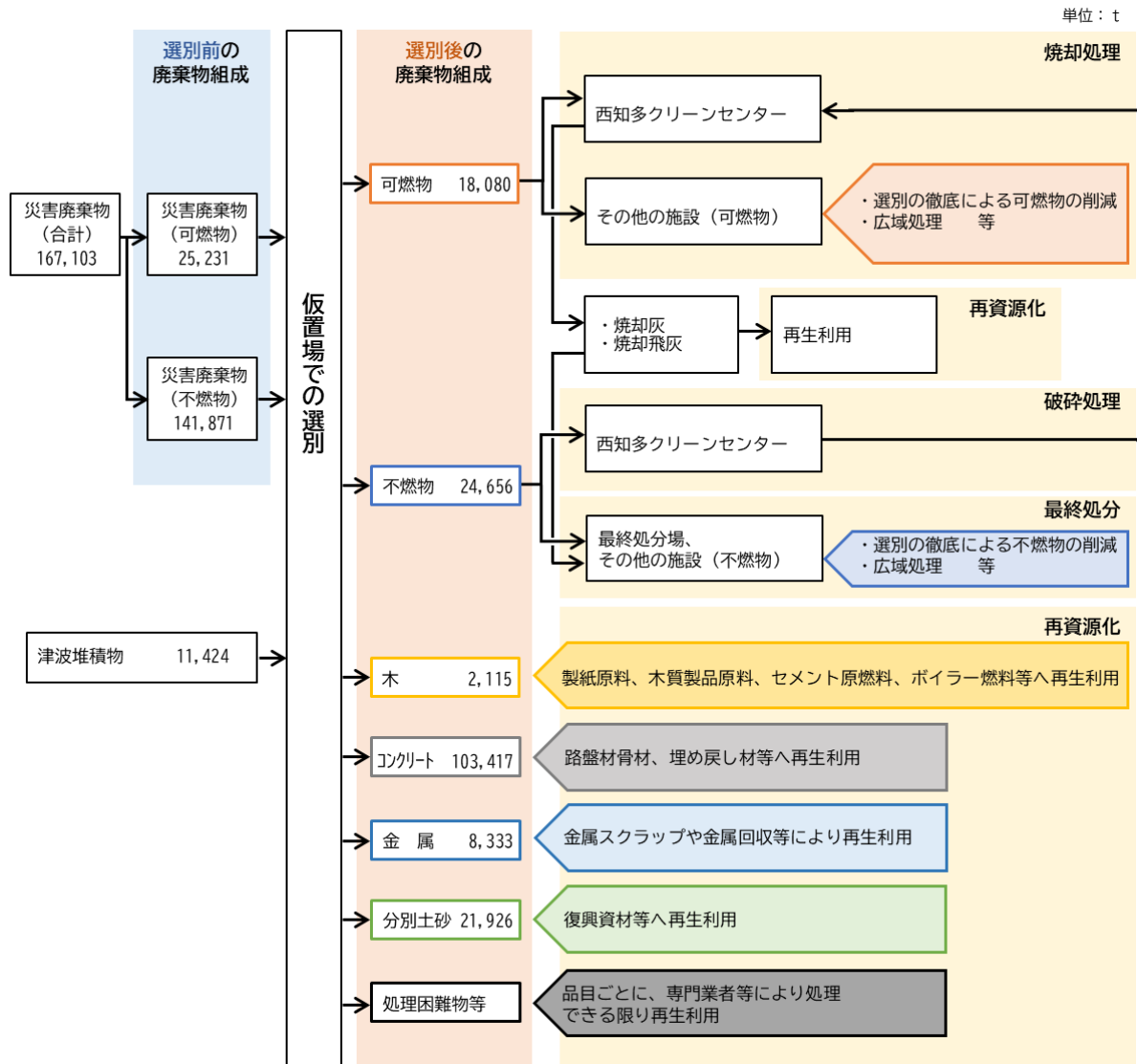


図4-4 災害廃棄物の処理フロー（地震・津波）

(3) 品目ごとの処理方法

災害廃棄物の処理では、被災場所での分別、仮置場での選別により再資源化を徹底し、最終処分量の低減を図ります。

災害廃棄物の主な品目ごとの処理方法については、表4-13のとおりです。

表 4-13 災害廃棄物の主な品目ごとの処理方法

品 目	処理方法	主な処理先
可燃物	・西知多クリーンセンターでの焼却処理 ・不足する場合は、協定等に基づき支援要請をし、広域処理 ・不足する場合は、民間焼却施設での処理	・西知多クリーンセンター ・他自治体焼却施設 ・民間焼却施設
木くず	・有価物になるものは売却 ・有価物にならないものは、破碎処理を委託し、再資源化	・木材加工事業者等 ・木くず破碎施設の許可を有する産業廃棄物処理事業者
不燃物	・選別し、できる限り再資源化 ・再資源化できないものは、できる限り破碎し、可燃物として処理 ・不足する場合は、協定等に基づき支援要請をし、広域処理	・選別後の品目に応じた再資源化事業者 ・西知多クリーンセンター ・他自治体処理施設
コンクリート がら等	・再生砕石として再資源化 ・最終処分場での埋立処理	・がれき類破碎施設の許可を有する産業廃棄物処理事業者 ・東鴻之巣最終処分場の活用を検討
金属くず	・有価物として売却	・金属くず取扱事業者
小型家電	・小型家電リサイクルにより、再資源化	・小型家電リサイクル認定事業者

災害発生後に留意する点

- 速やかに、西知多クリーンセンターの被災状況を把握するとともに、処理可能量を推計し、災害発生後に推計した災害廃棄物の発生量と比較することで、外部への支援要請の必要性を判断します。
- 速やかに、処理先を確保し、迅速な処理を開始することにより、仮置場の有効活用や環境負荷の低減を図ります。

7 処理困難物等の対策

有害性、危険性がある等、適正な処理が困難な廃棄物（以下「処理困難物等」という。）が災害廃棄物として発生した場合、環境汚染や事故が起こらないよう、適切な取扱いに努めます。

なお、処理困難物等が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任で処理することを原則とします。

一般廃棄物に該当するものは、回収及び処理ルートを整備し、適正な処理を推進するため、関連事業者に協力を要請します。

主な処理困難物等の処理方法は、表４－14のとおりです。

表４－14 主な処理困難物等の処理方法

種 類	主な処理先	留意点
廃置	西知多クリーンセンター、R P F 化施設等	保管高さ等に留意し火災に注意
廃家電 (4品目)	家電リサイクル指定引取場所 ※リサイクル不適物は西知多クリーンセンター等	リサイクル不適物でもフロン類が残っているものは要回収、冷蔵庫内の食品は事前廃棄が必要
廃自動車	自動車リサイクルルート：引取事業者	所有者の特定、意思確認に努める 電気自動車等は漏電に注意する
廃タイヤ	販売店、処理可能な施設	タイヤ中の水溜まりでの蚊の発生や火災に注意
石綿含有 廃棄物	処理可能な施設	成形板等は出来るだけ破碎しないように保管・運搬して埋立
P C B 廃棄物	高濃度 P C B 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業(株)、低濃度 P C B 廃棄物は無害化処理認定事業者又は都道府県知事等許可事業者	高濃度 P C B 廃棄物は、各銘板で判別する 届出等で所有者が判明するものは、所有者で処理
感染性廃棄物 (注射針等)	処理可能な施設	手等を傷つけないよう、堅牢な容器に保管
医薬品類、 農薬類	販売店・メーカーに回収依頼、処理可能な施設	事業所から流出・漏洩等がある場合は、事業者回収措置等を指導
蛍光灯、水銀 使用廃製品、 電池類	本市の平常時の委託事業者	平常時の排出方法を徹底し、環境汚染・火災に注意
スプレー缶、 カセットガス ボンベ	本市の平常時の委託事業者	平常時の排出方法を徹底し、火災に注意

種 類	主な処理先	留意点
充電式電池、 バッテリー	J B R C、バッテリーが処理可能な事業者	平常時の排出方法を徹底し、火災に注意
太陽光パネル	処理可能な施設	感電や、破損等による怪我、水濡れによる有害物質流出に注意
消火器	広域処理認定ルート：(一社)消火器工業会の特定窓口、指定引取場所	海中・泥中にあったものは、使用時に破裂の危険性あり
ガスボンベ	販売事業者、L P ガス協会等に相談	爆発、ガス漏洩の危険性があるため、取扱いに注意
燃料	ガソリンスタンド等の取扱事業者	廃自動車、廃二輪車、ストーブ等に入っているものに注意
ピアノ	専門事業者に回収依頼	ピアノ線があるもののみ
石膏ボード	処理可能な施設	ヒ素、カドミウム、石綿を含むものあり、石綿含有廃棄物は埋立のみ
廃船舶	広域処理認定ルート：(一社)日本マリ ン事業協会 F R P 船リサイクルセン ター	所有者の特定に努める 燃料、蓄電池、消火器等を除去 古い船舶は石綿の使用可能性あり

災害発生後に留意する点

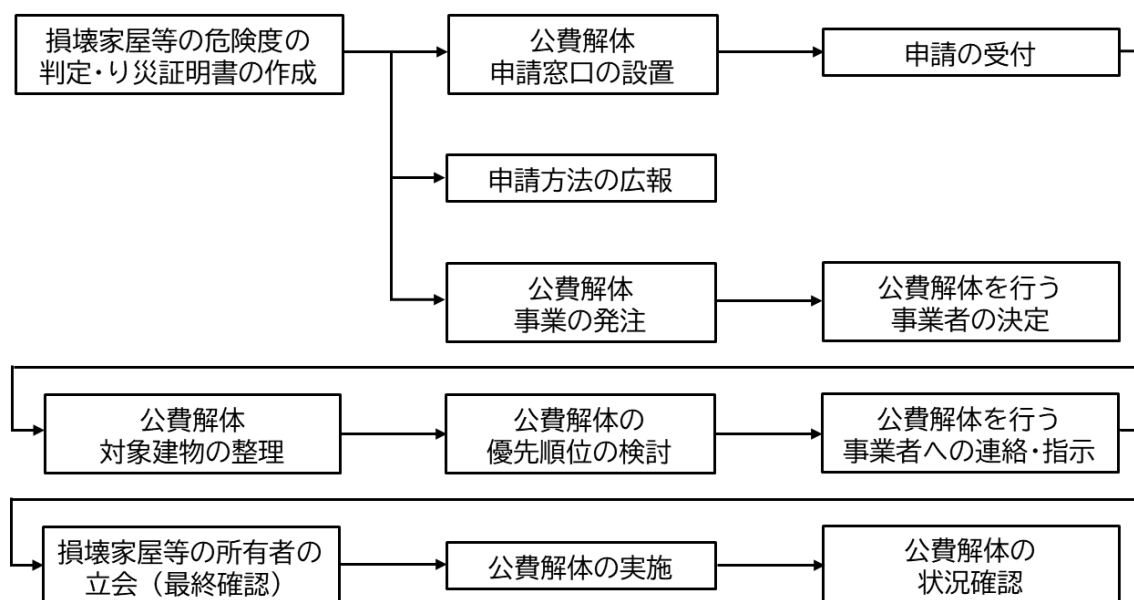
- 実際の被害状況を踏まえ、処理困難物等の排出方法や、排出時の注意点等を広報するとともに、処理困難物等の種類別に、回収先や処理事業者等を確保します。
- 生活環境への影響が大きいものや、危険性が高いものは、優先的に回収します。
また、損壊家屋等の解体及び撤去に伴い発見された場合は、個別に回収します。
- 浸水した電気自動車やハイブリッド自動車は、感電の危険性があるため、所有者であっても近づかないよう指導し、車両解体事業者等、専門知識を持った事業者と連携して移動します。
- 平常時の回収ルートが機能している場合は、速やかに引き渡します。機能していない場合は、仮置場で、土壌汚染の防止、事故への注意、雨水がかからないようにする等の対策を講じて一時保管を行い、平常時の回収ルートの復旧を待つか、新たな回収先を探します。

8 損壊家屋等の解体及び撤去

損壊家屋等の解体及び撤去並びにそれに伴い発生する災害廃棄物の処理は、原則として、所有者が実施するものですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条の規定による国庫補助事業となった場合に、本市が損壊家屋等の解体及び撤去並びにそれに伴い発生する災害廃棄物の処理を行います。（公費解体）

なお、損壊家屋等の解体及び撤去は、関係部署と連携して行います。

損壊家屋等の解体及び撤去の手順は、図4－5のとおりです。

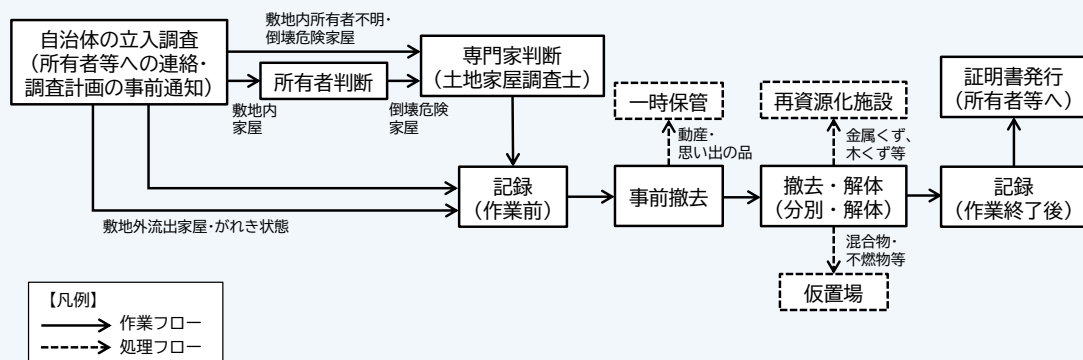


出典：国指針【技19－2】

図4－5 公費解体の手順（例）

災害発生後に留意する点

- 道路管理者と連携し、通行上支障がある災害廃棄物を優先的に撤去するとともに、倒壊の危険性が極めて高い損壊家屋は、所有者に意思を確認した上で、解体及び撤去します。
- 所有者の意思確認ができず、やむを得ない場合は、土地家屋調査士等による調査結果を踏まえ、解体及び撤去します。
- できる限り、所有者の立会のもと作業を行うとともに、分別をします。
- 思い出の品については、所有者に確認をした上で、解体及び撤去前に所有者に回収を依頼します。
- 津波等により建物が混合廃棄物となった場合や、安全性の問題から建物に立入できない場合等、石綿に係る事前調査ができない場合は、散水や養生シート等による飛散防止措置を講じた上で、注意して解体予備撤去を行い、可能となった時点で調査を行うか、石綿含有のおそれがあるものを、みなし石綿含有廃棄物とする取扱いをします。



出典：国指針【技 19－1】

図 損壊家屋等の撤去の作業フロー及び処理フロー

9 思い出の品等

損壊家屋等の解体及び撤去時等に、思い出の品や貴重品が見つかることがあります。

価値があると認められる思い出の品については、直ちに処理するのではなく、一定期間、市で保管し、できる限り所有者に返却できるよう努めます。数量が多い場合は、発見場所及び品目等が分かる管理リストの作成を検討します。

また、所有者が不明な貴重品（現金、貴金属等）は、警察に届けることとします。



梅香る わたしたちの緑園都市

知多市災害廃棄物処理計画

平成 29 年 3 月策定
(令和 7 年 月改定)

知多市環境経済部ごみ対策課

〒478-0045 知多市南浜町 2 2 番地の 2

(知多市リサイクルプラザ内)

電 話 0562-55-0300 F A X 0562-55-0771

U R L <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail gomitai@city.chita.lg.jp